

4. 通所型サービス（独自/定率）サービスコード表

【通所サービスA（区独自基準通所型サービスA）】

基本部分		
イ 通所型サービス費	週1回程度 事業対象者、要支援1・2 (1月につき 1,464単位)	
	週2回程度 要支援2（要支援1、事業対象者※） ※特別な事情がある場合 (1月につき 2,928単位)	
ロ 運動器機能向上加算	(1月につき 120単位を加算)	
ハ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)	
ニ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)	
ホ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	(1月につき 160単位を加算)
ヘ 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)		
ト サービス提供強化加算	(1) サービス提供強化加算（Ⅰ）	週1回程度 (1月につき 88単位を加算) 週2回程度 (1月につき 176単位を加算)
	(2) サービス体制強化加算（Ⅱ）	週1回程度 (1月につき 72単位を加算) 週2回程度 (1月につき 144単位を加算)
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	(1月につき 100単位を加算) ※3月に1回を限度
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	(1月につき 200単位を加算)
リ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	(1回につき 20単位を加算) ※6月に1回を限度
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	(1回につき 5単位を加算) ※6月に1回を限度
ヌ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)	
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算相当（Ⅰ）	週1回程度 (1月につき 105単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 189単位を加算)
	(2) 介護職員処遇改善加算相当（Ⅱ）	週1回程度 (1月につき 79単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 138単位を加算)
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算相当（Ⅰ）	週1回程度 (1月につき 21単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 38単位を加算)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算相当（Ⅱ）	週1回程度 (1月につき 18単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 32単位を加算)
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算相当	週1回程度 (1月につき 20単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 35単位を加算)

■ 支給限度額管理の対象の算定

□ 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算相当」、「介護職員等特定処遇改善加算相当」、「介護職員等ベースアップ等支援加算相当」は、支給限度額管理の対象外の算定項目